

公 告

一般競争入札を次のとおり行う。

令和 2 年 9 月 1 日

社会福祉法人 ふたば 理事長 河合 寛

記

1. 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 ケアホームふたば 増築工事
- (2) 工事場所 豊橋市東幸町字長山 89 番 2、89 番 3、90 番 5
- (3) 工 期 契約締結の日より令和 3 年 3 月 1 5 日まで
- (4) 入札方式等
制限付き一般競争入札
最低制限価格制度

2. 入札参加資格

本公告日において、令和 2・3 年度に豊橋市が発注する建設工事の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有し、次のいずれにも該当する者でなければ入札に参加することができない。

- (1) ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しない者
- イ 本公告日から落札決定の日の期間において、建設業法第 28 条による営業停止処分を付されていない者及び豊橋市から指名停止措置に付されていない者
- ウ 落札決定の日において手形交換所による取引停止処分に付されていない者
- エ 落札決定の前日 1 年間に手形交換所規則による不渡報告に掲載されていない者
- オ 会社更生法第 17 条の規定による更正手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更正手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- カ 本公告日から落札決定の日の期間において、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）（以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていない者
- キ 建設業法第 26 条に規定する技術者を配置できる者
- (2) ア 建築一式工事等級について、豊橋市の定めた A 格付の業者
- イ 豊橋市内の本店（本社）で、豊橋市に登録している業者
- ウ 令和 2 年度及び令和 3 年度の豊橋市における入札参加資格の認定において、認定された建築工事業の総合評価値（P 点）が 950 点以上でかつ認定時における入札経営規模等評価結果通知書の Y 点が 800 点以上の業者
- エ 平成 22 年 4 月 1 日以降に元請として、社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業を行う施設の建築物の新築の工事を完了した実績を有する業者

3. 契約条項を示す場所及び日時

社会福祉法人 ふたば 本公告の日から令和 2 年 9 月 3 日まで

4. 入札日時及び入札場所

令和 2 年 9 月 1 8 日 午前 1 0 時 0 0 分
豊橋市中原町字西荒神 20 番地の 1
授産所ふくふく作業棟 食堂
TEL0532 - 65 - 5788

5. 入札保証金 免除

6. 予定価格及び最低制限価格

- (1) 予定価格 落札決定後（入札事務整理後）公表する
- (2) 最低制限価格 有

7. 受付期間及び申込み方法、設計書及び設計図面の配布

- (1) 本工事の設計書及び設計図面（以下「設計書等」という。）は、令和2年9月3日、午前10時～午後4時の間に有限会社補永設計事務所 豊橋市東田中郷町75番地の1にて配布する。
- (2) 入札参加希望者は、別添様式「入札参加申込書」に必要事項を記載し、本工事の設計書等配布時に提出すること。提出しない者は、入札に参加することができない。
入札参加申込書の提出期限
令和2年9月3日 午後4時

8. 設計書等に関する質疑

設計書等に関し質疑がある場合は、別紙質疑書を作成し、記名、捺印、FAX番号、メールアドレス記入のうえ、有限会社補永設計事務所へ提出すること。ただし、FAX、メールによる提出も可能とする。質疑に対する回答は、令和2年9月11日午後2時から入札参加申込全者にFAX又はメールにて送信する。

質疑書の提出期限

令和2年9月9日 正午

質疑書の提出先

有限会社補永設計事務所（FAX 0532-51-6007）

（メール honaga-plan@nifty.com）

9. 入札参加資格の確認

入札参加資格は、豊橋市建設工事等事後審査型一般競争入札実施要綱に準じて開札後に確認する。

10. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格の審査の結果、資格がないと認められた者には、その理由を通知する。この通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日（休日等を含まない。）以内に、当該理由について、書面により説明を求めることができる。なお、書面の様式は自由とする。

11. その他

- (1) 入札執行回数は、1回とする。ただし、開札の結果、予定価格超過により落札者がいない場合は再度入札を行う。再度入札の回数は2回までとする。
- (2) 豊橋市契約規則（昭和39年豊橋市規則第11号）第39条に該当する入札及び予定価格を超えた入札は無効とする。
- (3) 最低制限価格を下回った入札参加者は失格とする。
- (4) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。
- (5) 前払金 無
- (6) 中間前払金 無
- (7) 入札にあたっては、入札書に表示された入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。この工事費内訳書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(8) この工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

(9) 契約保証金 免除

(10) 契約書作成の要否 要

(11) 営業所における専任の技術者は、工事現場における主任（監理）技術者を兼任できない。ただし、「営業所における専任の技術者の取扱いについて」（平成15年4月21日付 国総建第18号 国土交通省総合政策局建設業課長通知）に該当すると社会福祉法人ふたばが認める場合を除く。

12. 不正行為排除

(1) 豊橋市に談合情報が寄せられた場合で、談合の疑いが強いと豊橋市公正入札調査会が認めた場合は、すでに行われた入札を無効とすることがある。

(2) 本業務の入札に関し、談合その他の不正行為が明らかになったときは、豊橋市契約規則に準じ、賠償金を請求する場合がある。なお、契約の履行が完了した後等においてもこれを適用する。

13. 暴力団排除

(1) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が合意書に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。なお、この場合社会福祉法人ふたばは一切の損害賠償の責を負わない。

(2) 契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、社会福祉法人ふたばに報告するとともに、警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は、契約の相手方としない措置を講じることがある。

14. 再度入札

(1) 失格となった入札者は、再度入札に参加することができない。

(2) 1回目の入札に参加しなかった者は、再度入札に参加することができない。

(3) 再度入札に参加しなかった者は、再々度入札に参加することができない。

(4) 再度入札では業務費内訳書の添付は不要とする。

入札参加申込書

令和 年 月 日

社会福祉法人 ふたば
理事長 河合 寛 様

申請者 住所
名称
代表者氏名
担当者氏名
電話
FAX
Mail

入札参加を希望しますので、下記のとおり申請します。

記

工事名 ケアホームふたば 増築工事

工事場所 豊橋市東幸町字長山 89 番 2、89 番 3、90 番 5